

金融商品取引法の「特定投資家制度」に関する「期限日」について

JR東日本不動産投資顧問株式会社(以下、「当社」と記載します。)では、金融商品取引法上の特定投資家への移行に関する期限日を、以下のとおり定めております。

毎年8月末日

(当社の営業日でない場合を含みます。)

- 平成19年9月30日施行の金融商品取引法では、お客さまは「契約の種類」(金融商品取引業等に関する内閣府令第53条)ごとに「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客」(以下、ここでは「一般投資家」とします。)に区分されます。
- 特定投資家制度では、お客さまが特定投資家に該当される場合には、当社に金融商品取引業者として課されている「契約締結前交付書面の交付義務」などの行為規制の一部が適用除外となります。
- 金融商品取引法においてお客さまが「特定投資家」から「一般投資家」への移行または「一般投資家」から「特定投資家」への移行が認められている場合で、お客さまからのお申出に対し、所定の手続きを経て当社が承諾した場合には、「契約の種類」(金融商品取引業等に関する内閣府令第53条)ごとに、「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行が認められています。なお、「一般投資家」から「特定投資家」への移行につきましては、当社の審査の結果、お断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 「一般投資家」から「特定投資家」への移行の有効期間は原則1年間とされていますが、当社におきましては、お客さまが特定投資家に移行した日以後の最初に到来する「8月末日」(当社の営業日でない場合を含みます。)を期限日とさせていただきます。
- 「一般投資家」から「特定投資家」への移行を行った場合、期限日の翌日以降は、「一般投資家」に戻りますので、お客さまが期限日以後も「特定投資家」であることを希望される場合は、再度移行のお手続きが必要となります(自動更新はできません)。

以上